

ジェネリック医薬品を

ご存知ですか？



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、
新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される、
**新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ、
低価格な医薬品**のことです。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。(※処方箋に、「変更不可」という医師の署名がなければ、原則として薬局においてジェネリック医薬品の調剤が可能となります。)

また、下のカードを提示して、ジェネリック医薬品の処方希望を伝えることもできますので、点線で切り取って繰り返しご利用ください。

ジェネリック医薬品 希望カード

私は、ジェネリック医薬品を希望しますので、適正なジェネリック医薬品をお願いします。

ジェネリック医薬品 希望カード

私は、ジェネリック医薬品を希望しますので、適正なジェネリック医薬品をお願いします。

ジェネリック医薬品 希望カード

私は、ジェネリック医薬品を希望しますので、適正なジェネリック医薬品をお願いします。

ジェネリック医薬品 希望カード

私は、ジェネリック医薬品を希望しますので、適正なジェネリック医薬品をお願いします。

安全性と品質は？

効き目や安全性は、新薬において立証済み

新薬は、特許期間が満了するまで多くの患者に使用され、その成分の有効性や安全性は確認されています。ジェネリック医薬品はこうした経緯を経て開発されますから、効き目と安全性が十分に確かめられた薬だと言えます。

新薬と同様の厳しい品質基準をクリアして生まれる

医薬品は、薬事法により様々な規制が定められています。また、ジェネリック医薬品は新薬と同じ規制のもと、開発・製造・販売されます。平成9年からは「品質再評価」が実施され、品質管理は、より厳しいものになっています。

※薬の形、色や味は、先発医薬品と異なる場合があります。

医師・薬剤師の皆様へ

- ジェネリック医薬品に関するご説明をお願い申し上げます。
- ジェネリック医薬品の処方が可能であればお願い申し上げます。

氏名

医師・薬剤師の皆様へ

- ジェネリック医薬品に関するご説明をお願い申し上げます。
- ジェネリック医薬品の処方が可能であればお願い申し上げます。

氏名

医師・薬剤師の皆様へ

- ジェネリック医薬品に関するご説明をお願い申し上げます。
- ジェネリック医薬品の処方が可能であればお願い申し上げます。

氏名

医師・薬剤師の皆様へ

- ジェネリック医薬品に関するご説明をお願い申し上げます。
- ジェネリック医薬品の処方が可能であればお願い申し上げます。

氏名

新薬と同等の効き目で価格は安い！

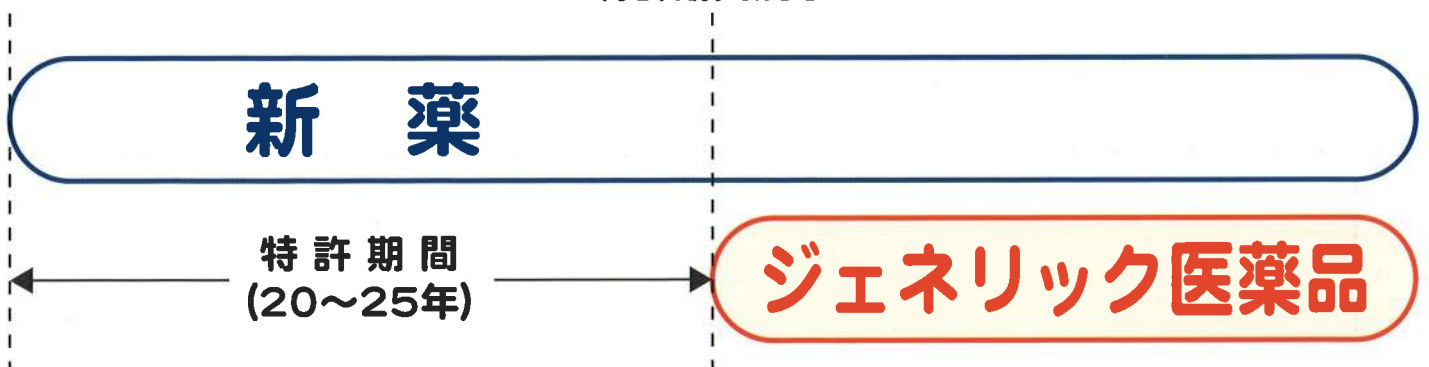
安価なのに、新薬と同じ成分で効き目は同等

お医者さんから処方される薬には、同じ成分・同等の効き目で価格の高い薬と安い薬があります。高い方の薬は「新薬」、安い方の薬は「ジェネリック医薬品」と呼ばれています。このジェネリック医薬品が、いま、患者さんの医療費の自己負担を軽減する薬として注目されています。

新薬の特許期間満了後に発売される薬

新薬は20～25年間特許に守られ、開発メーカーが独占的に製造・販売できます。ただ、特許期間満了後には、その有効成分は国民共有の財産となり、他の医療品メーカーが厚生労働省の承認を得れば、製造・販売が可能になります。こうした医薬品の総称が、ジェネリック医薬品(後発医薬品)です。

特許期間満了



価格が安いので、お薬代負担軽減に貢献

新薬開発には10～15年もの年月と150～200億円もの投資が必要と言われるのに対して、ジェネリック医薬品の開発期間は3～5年です。そのため、価格も安くなっています。中には、5割以上安くなる薬もあります。もし、特許期間が過ぎている薬が、すべてジェネリック医薬品に替われば、日本の医療費は、年間で約1兆円も節減できると言われています。

例えば…

新薬をジェネリック医薬品に替えると、薬代はこんなに違います

高脂血症の場合 高脂血症の代表的な薬を1日1回、1年間服用したと仮定

		新薬	ジェネリック医薬品	差額
1年間	高齢者医療 (1割負担)	4,380円	1,830円	2,550円
	組合員・被扶養者 (3割負担)	13,140円	5,480円	7,660円

高血圧症の場合 高血圧症の代表的な薬を1日1回、1年間服用したと仮定

		新薬	ジェネリック医薬品	差額
1年間	高齢者医療 (1割負担)	2,920円	730円	2,190円
	組合員・被扶養者 (3割負担)	8,760円	2,190円	6,570円

糖尿病の場合 糖尿病の代表的な薬を1日3回、1年間服用したと仮定

		新薬	ジェネリック医薬品	差額
1年間	高齢者医療 (1割負担)	7,670円	4,380円	3,290円
	組合員・被扶養者 (3割負担)	23,000円	13,140円	9,860円

※表の金額は、薬代のみを計算した場合です。服用する患者が窓口で支払う金額は、薬代以外に医師の技術料や検査料も含まれています。

※被扶養者の義務教育就学前は、2割負担となります。

※価格は、2008年4月現在。

このリーフレット以外の一般的なジェネリック医薬品についてのご質問は、以下の団体等でお答えしています。

- 厚生労働省医政局経済課 TEL.03-5253-1111(内線2528)
- 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 TEL.03-3506-9457
- 社団法人日本薬剤師会(くすり相談窓口) TEL.03-3353-2251
- 日本ジェネリック製薬協会 TEL.03-3279-1890
- 日本保険薬局協会 TEL.03-3243-1075
- 日本ジェネリック医薬品学会 TEL.03-3583-7710
- NPO法人ジェネリック医薬品協議会 TEL.0422-32-7445